

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項において、「『幼保連携型認定こども園』は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。」と示されています。このように、保護者に対する子育ての支援は幼保連携型認定こども園の重要な役割の一つです。また、保護者に対する子育ての支援は、保護者と子供の安定した関係や保護者の養育力の向上に寄与するために行われるものであり、子供の成長に大きく影響を与えることから、幼保連携型認定こども園のみならず、全ての就学前教育施設において、重要な役割と言えます。

ここでは、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に従い、「(1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援」の8項目、「(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援」の2項目について、支援例を示します。いずれも、幼保連携型認定こども園のみならず、全ての就学前教育施設において考え得る支援例です。資料の見方については、179ページのとおりです。

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従った、合計10の項目名です。

- この支援例の発端となるエピソードを、簡潔に記載しています。

(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援例

① 子育て支援事業

未就園親子対象の「子育てひろば」において、保護者を支援する。

Eこども園では、未就園親子対象の「子育てひろば」を、月に2回開催している。この日は、ホームページやポスターで情報を得た10組ほどの親子が参加していた。参加した親子は、設定された環境で思い思いに遊んでいた。保護者同士で、子育てに関する情報交換をする姿も見られた。

そのような中、一人の保護者から「うちの子供は1歳6か月です。食事の時、あまり噛まずに飲み込んでしまうのですが、食べさせ方で何か工夫できることはありますか」という相談を受けた。



保護者の働き掛け

- 1歳児クラスに案内し、実際に、食べている様子を見てもらった。
- 事前に予約をすれば、給食体験ができることを知らせた。

その後・・・

保護者は、実際に同年齢の子供の姿や、保育者の見守り方、援助の仕方を見ることができ、ヒントを得られたようだった。「とても参考になりました。給食体験を楽しみにしています」と言い、ほっとした表情で帰っていった。

後日、給食体験の日となった。子供が食べている様子を見ると、少し大きい具材や固い物は口から出してしまふ姿が見られた。保護者に聞いてみたところ、家庭では比較的柔らかいものを食べさせていたと話した。

園所属の栄養士から、「発達に合った大きさや固さの食材にすること」「保護者が食べる姿を見せることで、子供も真似をして口を動かすようになること」「食べさせるときは舌の奥の方に食べ物を置くのではなく、前の方に置いてあげること」など具体的にアドバイスをすると、保護者は「家でも試してみます」と言い、安心した様子だった。

ここがポイント！

地域における子育て支援は、園がもつ地域性、園自体の特徴、園の職員の専門性などを十分考慮して、当該地域において必要と認められるものを適切に実施することが重要である。

また、園の職員が子育て支援の重要性を認識し、様々な思いに対し、親しみをもって応じ、きめ細かな心配りを行うことが求められる。

さらには、園が、気軽に訪れ、相談することができる心強い身近な施設になることは、子育てを行う上での保護者の安心感にもつながる。育児不安を和らげ、虐待を防止する等の役割が園にあることを自覚し、地域の子育て家庭の保護者を受け入れていくことが必要である。

- 保育者が、具体的にどのような働き掛けを行ったのかを記載しています。

- 働き掛けを行った後の様子を記載しています。

- この支援例のポイントに記載しています。

(1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援例

① 様々な機会の活用

子供の成長や生活の様子の伝え方を工夫する。

4歳児2月の保護者会にて、保育者は保護者に「5歳児クラスになったら、連絡事項の伝達方法を連絡ノートから掲示板に変更する」と伝えた。

5歳児クラスになり2か月経った頃、ある保護者から「連絡ノートがなくなって、我が子がどういう生活をしているか分からなくなった」という訴えがあった。



保育者の働き掛け（その1）

○ 伝達方法を変更した「理由」を明確に伝えた。

- ・ 体力が付き、体調面の変化等の細かな連絡の必要性が低くなってきたため。
- ・ 就学に向けて、子供自身が保護者へ連絡事項を口頭で伝える力を伸ばしていくため。

その後・・・

保育者は、登降園時に保護者に対して、園での子供の様子を具体的に伝えていった。しかし、保護者はなかなか受け入れることができないようで、「連絡ノートを復活してほしい」と訴え続けた。

一方、子供たちには、毎日、保護者への伝達事項を1点に絞って知らせ、自分で伝えるよう働き掛けていった。子供たちは、少しずつ、保護者に伝えることが上手になっていった。



保育者の働き掛け（その2）

○ 毎日、その日の園での様子を、写真を交えて分かりやすく掲示し、子供の姿を発信し続けた。

その後・・・

毎日、掲示板に一日の活動内容を写真付きで掲示して紹介したり、子供ができるようになったことや頑張っていることを定期発行のクラス便りで発信したりしていった。保護者にも、子供の園での生活が見えるようになり、連絡ノートについての訴えはなくなった。

保護者には、徐々に掲示を見る習慣が付いていった。また、登降園時に子供の様子を一言でも伝える小さな積み重ねが、保護者との信頼関係を築くことにつながっていった。

連絡ノートを使用していた時よりも保育者と保護者が話すことが増え、不安なことがある時は保護者から相談してくるようになった。

ここがポイント！

子供の様子や教育及び保育の内容などを保護者に知らせることは、保護者への子育て支援と深くつながっている。その方法については、園児の登降園時、連絡帳、園内の掲示、通信（手紙）など、様々な機会を活用するという視点を持ち、工夫することが重要である。

なお、保育者の意図することが確実に保護者に伝わっているかを確認することも重要である。

② 保護者との相互理解

保護者のニーズを把握した上で、保育方針を伝え、相互理解につなげる。

2歳児5月、進級当初は自分のことで精一杯だった保護者も、少し余裕が出てきて周りが見えるようになってきた。それに伴い、我が子を他児と比較し、どこか不安な様子を見せる保護者も見られるようになった。

このタイミングで、年間予定にあった保護者会を迎えることとなった。



保育者の働き掛け（その1）

- 保護者会で話題にしたいことについて、事前にアンケートをとり、保護者のニーズを把握した。

その後・・・

アンケートの結果、ほとんどの保護者が、トイレトレーニングについて不安に感じていることが分かった。



保育者の働き掛け（その2）

- 保護者会において、保護者同士の懇談の場を設け、トイレトレーニングをテーマに情報交換ができるようにした。

その後・・・

保護者会の懇談では、トイレトレーニングについての情報交換が活発に行われた。多くの保護者は、「他の家庭も同じことで悩んでいる」と実感し、安心した様子だった。

また、この懇談は、日頃、送迎の時間帯が合わず、なかなか話をする機会がない保護者同士が、横のつながりを築くきっかけとなった。保護者会后、保護者同士で連絡を取り合う様子が見られるようになった。



保育者の働き掛け（その3）

- 懇談の内容を踏まえ、子供の発達の道筋や1年間の保育方針などについて、写真や動画を交えて分かりやすく説明した。

その後・・・

保育者からの説明が保護者同士の懇談を踏まえた内容だったこともあり、今後の保育方針などについて十分な理解が得られたようだった。保護者は、安心した表情で保護者会を後にした。

ここがポイント！

子供の生活は、家庭から園へ、園から家庭へと連続しており、保護者と保育者の相互理解は、教育及び保育による子供の発達にとって欠かせないものである。

子供に関する情報交換をきめ細かく行うこと、子供への愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うこと、保護者の置かれている状況やその思いを受け止め理解を示すことなどが重要である。

③ 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加

保育参加（保育者体験）により子供理解を図り、保護者が子育てに自信をもてるようにする。

3歳児5月、乳児クラスから幼児クラスとなってから1か月が経った頃、複数の保護者から「うちの子、友達と仲良くやっていますか」「ちゃんと遊んでいますか」など、我が子の園での様子を心配する声が聞かれるようになった。



保育者の働き掛け（その1）

- 保護者に「保育者」として保育に参加してもらう機会を設けた。
 - ・ 保育者の子供とのかかわり方や、子供への言葉掛けを子育ての参考にもらった。
 - ・ 我が子だけでなく、「クラス全体のお手伝い」として参加してもらい、多くの子供とかかわることで、子供への理解の幅を広げる機会とした。

その後・・・

「子供とのかかわりに自信がない」「言葉掛けのタイミングが分からない」「泣かれるとうしたらいいか分からない」と話していた保護者は、「子供とかかわる前に一呼吸置くことで、上手にやりとりができることが分かった」と嬉しそうに話した。

また、その他の保護者からも、「保育参加を経験し、考えるより先に遊んだ方が、子供のことが分かる実感できた」「保育者の援助を、家庭でのかかわり方の参考にしたい」といった感想が寄せられた。



保育者の働き掛け（その2）

- 子供が午睡している間に個人面談を行った。保育参加を踏まえて、子供の成長を共に喜び合ったり、子育てについて考えたりする機会とした。

その後・・・

個人面談のときに、保護者から、「家では見られない姿を見ることができた」「多くの子供とかかわることが、客観的に我が子を見るきっかけになった」とのコメントがあった。

これ以降、保育参加当日の子供の姿をもとに、保護者と保育者の間で子供の成長を喜び合う場面が増えた。保護者が子育てに対して、自信を深めている様子が伺えた。

ここがポイント！

教育及び保育の活動に保護者が参加することは、子供の遊びの世界や言動の意味や、友達と関わる過程にはいざこざや気持ちの折り合いがあること、保育者が子供の心の揺れに応じてきめ細やかにかかわっていることなどについて保護者が理解することにつながる。

さらには、保護者が自らの子育てを実践する力の向上に結び付けるとともに、地域社会において子育ての経験を継承していくことが大切である。

④ 保護者の仕事と子育ての両立等の支援

保護者の状況に配慮し、発熱時の対応を行う。

朝、風邪気味で受け入れた子供が、午前中の検温でやや高めの体温になっていた。食後に再度検温すると、本園で保護者に連絡する目安としている37℃となっていた。

園は、この保護者が、翌日から職場で夏季休暇を取る予定であることを把握していた。



保育者の働き掛け（その1）

- 園長の判断により、食後の検温後、保護者に第1報を入れた。子供の体温が37℃であることを伝え、即、迎えに来るか、しばらく様子を見るか、保護者に判断を委ねた。

その後・・・

保護者は、「明日から夏季休暇を取る都合上、本日はできる限り遅くまで仕事をしたい。急激に熱が高くなる子供ではないので、このまま、もうしばらく様子を見てもらいたい」と申し出た。保育者は対応について園長に相談した。

園長は保育者に対し、「①子供がどのような状態になったら迎えに来るか、保護者に確認すること、②子供の体温が38℃まで上がったら、保護者に迎えに来るよう伝えること、③子供の容態が急変した場合に、どのような対応を望むか（どの病院に搬送するか）保護者に確認すること」を指示した。



保育者の働き掛け（その2）

- 保護者に連絡し、園長に指示された3点について確認した。

その後・・・

保護者は、「子供の体温が38℃になったら迎えに行くので、連絡してほしい」「容態が急変した場合は、かかりつけのA医院にお願いしたい」と回答した。



保育者の働き掛け（その3）

- 子供の体温が38℃に達したため、保護者に連絡した。
 - ・ 容態は落ち着いているので、慌てず迎えに来るよう伝えた。
 - ・ 保護者が安心するよう、食欲はあったことや、水分補給をこまめに行っていることを伝えた。

その後・・・

保護者は、発熱に対しての心配はあるものの、園での様子を詳しく聞いたことで安心し、落ち着いた様子で迎えに来た。

ここがポイント！

保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況を配慮するとともに、常に子供の福祉の尊重を念頭に置き、園児の生活への配慮がなされるよう、家庭と密に連携・協力していく必要がある。

⑤ 地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動

保護者に一時預かり保育の制度を知らせ、子育てを支援する。

4歳児から入園したA児。0歳の弟（家庭保育）がいるが、A児が園生活に慣れてきたため、母親は在宅の仕事を始めた。しだいに、迎えの時間に遅れる日が出始め、母親は疲れた表情で迎えに来ることが増えた。



保育者の働き掛け（その1）

- 保護者が困っていると感じたため、子育て等について、相談できるよう、臨時の個人面談の機会を設けた。

その後・・・

面談において、母親は「在宅での仕事なので、子供がいるとなかなか仕事はかからず、園でA児をもう少し長く預かってもらえると、助かる」と話した。



保育者の働き掛け（その2）

- 一時預かり保育の制度を紹介し、その利用について提案した。

その後・・・

保護者は、週に2日間、一時預かり保育を利用することになった。迎えの時間は、保護者と保育者で話し合い、仕事時間の確保と子供の生活リズムなどを勘案し、16時となった。

しばらくして、毎日の送迎時に、保護者が保育者に、子供の家庭での様子や成長について話すようになった。また、保護者は、時間を有効に活用することで精神的にもゆとりができ、表情に余裕が見えるようになった。

ここがポイント！

一時預かり事業として行う活動については、地域の実態や保護者の事情とともに、園児の心身の負担に配慮した生活のリズムを踏まえつつ、弾力的な運用に配慮することが重要である。（実施日数や時間などについて。）

そのためには、子供の家庭での過ごし方や園での子供の状態などについて、保護者と保育者と情報交換するなど、家庭と緊密な連携を図ることで子育てにおける不安や悩みをくみとるとともに、解決の方法を提案し、保護者が自ら選択できるようにしていくことが重要である。

⑥ 障害や発達上の課題のある子供の保護者支援

保護者の理解を得て、関係諸機関と連携し、子育てを支援する。

乳児クラスの頃からこだわりの強さが目立ち、各種活動への参加や、友達とのかかわり方などにおいて困難な場面があったB児。これまでも保護者との連携を密にし、家庭と園での姿の情報共有に努め、ともに成長を喜びながら、B児がよりよい園生活を送れるよう、一緒に考えてきた。

3歳になり、幼児クラスに上がると、活動への参加や友達とのかかわりにおけるB児の課題が顕著になってきた。



保育者の働き掛け

- 地域の特別支援学校に所属する特別支援教育コーディネーター(巡回相談員)に相談し、園や家庭での支援等について助言を得ることを、保護者に提案した。

その後・・・

保護者は提案を了解し、特別支援教育コーディネーター(巡回相談員)から助言を得ることとなった。

特別支援教育コーディネーター(巡回相談員)からは、「個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成すること」「スモールステップで少しずつ課題と向き合っていくこと」の2点について助言を得た。

この助言を保育者と保護者で共有し、最近のB児へのかかわりについての振り返りを行った。すると、両者から「幼児クラスに上がったことで、周りの幼児とB児とを比較することが増え、焦りが出ていた」ということが共通の認識として出された。

その反省をもとに、園内委員会を設置し、保護者の願いを反映させながら、B児の個別の教育支援計画を策定するとともに、支援内容を明確にして、指導目標や指導内容、指導方法を具体的に記した個別指導計画を作成した。

ここがポイント!

子供に障害や発達上の課題が見られる場合には、園内委員会を設置するなど、園の職員が組織的に対応していくことが必要である。

その上で、区市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する十分な配慮の下で、個別の支援を行っていくことが重要である。

⑦ 保護者に対する個別の支援

初めての子育てを経験している保護者を支える。

園生活では、抵抗なく歩いているC児（2歳2ヶ月）。
C児の保護者から、「送迎時には入園以来の習慣が抜けず、歩こうとしないのだが、どうしたらよいか」と相談があった。



保育者の働き掛け（その1）

- 保育中の散歩等で、C児のペースに合わせて歩いたり、手をつないで会話をしながら歩いたりするなど、歩くことを楽しめるよう心掛けた。

その後・・・

ある日の降園時、引き渡し後の玄関で、「靴を履かない」「歩かない」と言い張って泣いているC児を見かけた。その際、「C児ちゃん、歩くの上手なんだよね」と言葉を掛けると、C児は歩き始めた。保護者は、安堵した表情を見せ、C児と手をつないで帰っていった。

翌日、保護者は保育者に、「先生、昨日はありがとうございました。あのよう、褒めてやる気にさせる方法もあるんですね。参考になりました」と言い、穏やかな表情を見せた。



保育者の働き掛け（その2）

- 他の保護者も、それぞれ悩みを抱えていることを伝えた。
- 具体的な方法を知らせた。
 - ・ 送迎時には、抱っこひもを持たない。
 - ・ C児と手をつないで歩くことが、保護者は嬉しいことを伝える。
 - ・ C児が成長しているから抱っこはできないこと、そして、それは喜ばしいことだということをC児に伝える。

その後・・・

ほどなくして、保護者から保育者に、「抱っこひもがあることが分かっている休日にも、歩くことが増えてきている」という話があった。また、保護者の表情は明るくなり、何か気になることがあると、保育者に気軽に相談するようになった。

ここがポイント！

保護者に育児不安等が見られる場合には、個々の保護者の思いや意向、要望、悩み、不安などに対して、個別の支援を行うように努めることが重要である。

⑧ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援

区市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図る。

- ※ 保護者の不適切な養育とは、保護者の養育に、子供への不適切な関わり方が見られ、それによって子供が苦痛を感じたり、子供の心身に危険が生じることが予測されたり、現に心身に問題が生じているような状態をいう。虐待よりも広い概念で用いられ、具体的には、子供への暴言、不当な扱い、放任などが挙げられる。(参考：幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説)
- ※ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(児童虐待の防止等に関する法律 第六条)

保育者は、D児の登園時間が段々と遅くなっていることや、登園してもD児が眠そうにしている遊びに集中できない様子、さらには、保育者が肩に触れてスキンシップを図ろうとすると、驚いて素早く自らの身を守ろうとする姿を見せることが気になっていた。家庭での生活に、何か要因があるのでないかと感じていた。



保育者の働き掛け（その1）

- 降園時に、保護者に対して、「何か最近困っていることはないか」「何でも相談してほしい」と伝えた。

その後・・・

保護者は、「特に困っていることはない」「最近、寝るのが遅くなっていて、早く起きられない」と話して、その日は降園した。

その後もしばらく、D児が遅く登園し、眠そうにしている状況は続いた。

ある日、保育者は、D児の顔にあざができていないか気付いた。「ちょっと、ごめんなさいね」と断り、子供のシャツを上げると、背中にも数か所あざが認められた。保育者が「どうしたの」と聞いても、D児は答えなかった。保育者がこのことを園長に報告すると、園長は「降園時に保護者に心当たりがないか聞いてみましょう。その結果いかんでは、児童相談所に通告します」と話した。その日の降園時、保護者に心当たりがないか尋ねると、保護者は「分かりません」と答えるだけだった。保護者は思いつめたような表情をしていた。

園長は、児童相談所への通告が必要であると判断した。



保育者の働き掛け（その2）

- 園長は、虐待を受けたと思われる子供がいることを、園を所管する自治体の福祉担当部署及び教育委員会に通告した。

その後・・・

翌日、D児は、児童相談所に保護された。

ここがポイント！

保護者に不適切な養育が疑われる場合には、区市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ることが重要である。

また、児童虐待については、「虐待と思われる」時点での通告義務が、園や保育者に課せられており、速やかな対応が求められている。

(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援例

① 子育て支援事業

未就園親子対象の「子育てひろば」において、保護者を支援する。

Eこども園では、未就園親子対象の「子育てひろば」を、月に2回開催している。この日は、ホームページやポスターで情報を得た10組ほどの親子が参加していた。参加した親子は、設定された環境で思い思いに遊んでいた。保護者同士で、子育てに関する情報交換をする姿も見られた。

そのような中、一人の保護者から「うちの子供は1歳6か月です。食事の時、あまり噛まずに飲み込んでしまうのですが、食べさせ方で何か工夫できることはありますか」という相談を受けた。



保育者の働き掛け

- 1歳児クラスに案内し、実際に、食べている様子を見てもらった。
- 事前に予約をすれば、給食体験ができることを知らせた。

その後・・・

保護者は、実際に同年齢の子供の姿や、保育者の見守り方、援助の仕方を見ることができ、ヒントを得られたようだった。「とても参考になりました。給食体験を楽しみにしています」と言い、ほっとした表情で帰っていった。

後日、給食体験の日となった。子供が食べている様子を見ると、少し大きい具材や固い物は口から出してしまう姿が見られた。保護者に聞いてみたところ、家庭では比較的柔らかいものを食べさせていたと話した。

園所属の栄養士から、「発達に合った大きさや固さの食材にすること」「保護者が食べる姿を見せることで、子供も真似をして口を動かすようになること」「食べさせるときは舌の奥の方に食べ物を置くのではなく、前の方に置いてあげること」など具体的にアドバイスをすると、保護者は「家でも試してみます」と言い、安心した様子だった。

ここがポイント！

地域における子育て支援は、園がもつ地域性、園自体の特徴、園の職員の専門性などを十分考慮して、当該地域において必要と認められるものを適切に実施することが重要である。

また、園の職員が子育て支援の重要性を認識し、様々な思いに対し、親しみをもって応じ、きめ細かな心配りを行うことが求められる。

さらには、園が、気軽に訪れ、相談することができる心強い身近な施設になることは、子育てを行う上での保護者の安心感にもつながる。育児不安を和らげ、虐待を防止する等の役割が園にあることを自覚し、地域の子育て家庭の保護者を受け入れていくことが必要である。

② 地域における関係機関等との連携

中学生の職場体験をとおして、地域の子供の健全育成に貢献する。

Fこども園では、地域の中学校の職場体験で、3名の生徒を受け入れることとなった。昨年度より充実したものとするため、中学校の担当教員と事前の打合せを綿密に行った。その中で、次の情報が得られた。

- 3名のうち、2名（生徒G、生徒H）は将来、保育関係の仕事に就くことを希望している。今回の職場体験では、保育関係の仕事の素晴らしさを感じるとともに、厳しさや責任についても認識することを「ねらい」とした。
- 1名（生徒J）は、保育関係の仕事に就くことを希望しているわけではないが、弟や妹がいることもあり、「子供が好きだから」という理由で職場体験先を選択した。また、この生徒Jは、学業、部活動のほか、学校生活全般において意欲的な姿がほとんど見られず、個人面談では「自分に自信がもてない」「自分は何をやってもだめだ」という発言をしている。今回の職場体験では、この生徒Jが充実感を得るとともに、自尊感情を高めることを「ねらい」とした。



保育者の働き掛け

- 生徒G、生徒Hに対しては、毎日の振り返りの場で、「うまくいったこと」「うまくいかなかったこと」を挙げさせるとともに、その要因を深く考えさせた。
- 生徒Jに対しては、子供と積極的にかかわれるよう援助し、「子供が生徒Jとのかかわりを喜んでいること」を実感できるようにした。

その後・・・

生徒G、生徒Hは、毎日の振り返りの場で、うまくいったことも、うまくいかなかったことも、その要因が分からず、苦心していた。保育者は、意図的・計画的に保育をすることが重要であり、そのことにより、評価もできることを説いた。2歳児クラスに入った生徒G、生徒Hは、保育の奥深さを実感していた。

生徒Jは、最初こそ恥ずかしがっていたが、保育者のサポートを得て、少しずつ子供とかわるようになっていった。生徒J自身にも笑顔が出てきて、最終日の感想では、「子供たちが『一緒に遊んでくれてありがとう。楽しかった』』と言ってくれたことが嬉しかった」と話した。保育者が、生徒Jの一生懸命さが子供たちに伝わったからこそその姿であることを話すと、生徒Jは嬉しそうにしていた。

後日、保育者が中学校の担当教員と振り返りを行ったところ、生徒G、生徒Hはさらに保育者になる気持ちを高め、生徒Jについては、自分から「先生、5歳の子供たちが『ありがとう。楽しかった』』って言ってくれたんだよ。自分も嬉しかったよ」と興奮気味に話してきたとのことであった。生徒Jのそのような姿は、学校で初めて見たとのことであった。

ここがポイント！

子育ての支援は、地域の子供の健全育成のためにも有効である。また、次世代育成支援の観点から、中学校や高等学校が実施する乳幼児との触れ合いや交流に協力するなど、就学前教育施設が将来に向けて地域の子育て力の向上につながるような支援をしていくことも重要である。